

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第六まで（現行のとおり）</p> <p>別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）</p> <p>一 ばい煙</p> <p>（一）及び（二）（現行のとおり）</p> <p>（三）窒素酸化物</p> <table border="1" data-bbox="309 655 1066 783"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 非常災害その他特別の事情があると知事が認めるときは、この表の第一欄に掲げる施設のうち知事が別に定める施設に係る同表第二欄に掲げる窒素酸化物の量は、知事が別に定める期間、大気汚染防止法第三条第一項又は第三項の排出基準に相当する窒素酸化物の量として知事が別に定める量とする。</p> <p>七（現行のとおり）</p> <p>二から七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第八から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	第一欄	第二欄	第三欄	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第六まで（略）</p> <p>別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）</p> <p>一 ばい煙</p> <p>（一）及び（二）（略）</p> <p>（三）窒素酸化物</p> <table border="1" data-bbox="1176 655 1933 783"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六（略）</p> <p>二から七まで（略）</p> <p>別表第八から別表第十三まで（略）</p>	第一欄	第二欄	第三欄	（略）	（略）	（略）
第一欄	第二欄	第三欄											
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）											
第一欄	第二欄	第三欄											
（略）	（略）	（略）											